

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三重県は、児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

三重県知事

## 公表日

令和8年3月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給に関する事務</li> <li>・Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務</li> </ul>
②事務の概要	<p>【概要】</p> <p>①児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費又は同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給に関する事務</p> <p>②情報連携のため、本県は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。</p> <p>住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】</p> <p>①障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給に関する事務</p> <p>②Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務</p> <p>①障害児施設受給者管理システムを使用。</p> <p>②Public Medical Hub(PMH)を使用。</p>
③システムの名称	障害児施設受給者管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
障害児施設受給者管理情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表の8の項</li> <li>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条</li> <li>・番号法第19条6号</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[    実施する    ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)</li> </ul> <p>第2条の表の11の項、18の項、19の項、20の項</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)</li> </ul> <p>第2条の表の14の項、18の項、20の項、42の項、80の項、81の項、125の項、144の項、155の項、161の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども・福祉部 障がい福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口(総務部文書・情報公開課)059-224-2073
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒514-8570 三重県津市広明町13 三重県子ども・福祉部障がい福祉課 059-224-2266
⑨ 規則第9条第2項の適用	[    ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	障害児施設受給者管理システム(業務システム)は、担当業務の事務のみを行う仕様となっている。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限されており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月21日	I 4. ②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】            番号法別表第二の8項、14項、15項            番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）            第7条2号、第11条            ※番号法別表第二の15の項に係る主務省令は未制定</p> <p>【情報提供の根拠】            番号法別表第二の16項、26項、56の2項、87項、116項            番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）            第12条1号、第19条、第30条2号、第31条1号、2号、5号、第44条            ※番号法別表第二の116の項に係る主務省令は未制定</p>	<p>【情報照会の根拠】            番号法別表第二の8項、14項、15項            番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）            第7条2号～5号、第11条、第11条の2</p> <p>【情報提供の根拠】            番号法別表第二の10項、16項、26項、56の2項、57項、87項、108項、116項            番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）            第9条1号、第12条1号、第19条1号、第30条1号、第31条1号、2号、5号、第44条1号、第55条8号、第59条の2の1号</p>	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
平成30年12月21日	I 5. ①部署	健康福祉部 障がい福祉課	子ども・福祉部 障がい福祉課	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
平成30年12月21日	I 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	〒514-8570 三重県津市広明町13 三重県健康福祉部障がい福祉課 059-224-2266	〒514-8570 三重県津市広明町13 三重県子ども・福祉部障がい福祉課 059-224-2266	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
平成31年2月28日	IVリスク対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	I 4. ②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法別表第二の8項、14項、15項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第7条2号～5号、第11条、第11条の2</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法別表第二の10項、16項、26項、56の2項、57項、87項、108項、116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第9条1号、第12条1号、第19条1号、第30条1号、第31条1号、2号、5号、第44条1号、第55条8号、第59条の2の1号</p>	<p>【情報照会の根拠】 番号法別表第二の8項、14項、15項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第7条2号～5号、第11条、第11条の2</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法別表第二の10項、14項、16項、26項、56の2項、57項、87項、108項、116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第9条1号、第11条、第12条1号、第19条1号、第30条1号、第31条1号、2号、5号、第44条1号、第55条8号、第59条の2の1号</p>	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和3年9月6日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第9条第1項 別表第一の7の項</li> <li>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条2号</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第9条第1項 別表第一の7の項</li> <li>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条</li> </ul>	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和3年9月6日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法別表第二の8項、14項、15項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第7条2号～5号、第11条、第11条の2</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法別表第二の10項、14項、16項、26項、56の2項、57項、87項、108項、116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第9条1号、第11条、第12条1号、第19条1号、第30条1号、第31条1号、2号、5号、第44条1号、第55条8号、第59条の2の1号</p>	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の8項、14項、15項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第7条、第11条、第11条の2</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の10項、14項、16項、26項、56の2項、57項、87項、108項、116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第9条、第11条、第12条、第19条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2</p>	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和3年9月6日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和3年9月6日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月18日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給に関する事務</li> <li>Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務</li> </ul>	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和8年3月18日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費又は同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給に関する事務</li> </ul> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給に関する事務</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記事務は、障害福祉サービス指定事業者等管理システム内の障害児施設受給者管理システムを使用。</li> </ul>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費又は同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給に関する事務</li> <li>情報連携のため、本県は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</li> <li>住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。</li> <li>住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</li> </ul> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給に関する事務</li> <li>②Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>①障害児施設受給者管理システムを使用。</li> <li>②Public Medical Hub (PMH)を使用。</li> </ul>	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和8年3月18日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障害福祉サービス指定事業者等管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム	障害児施設受給者管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、Public Medical Hub (PMH)	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月18日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一の7の項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表の8の項</li> <li>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条</li> <li>・番号法第19条6号</li> </ul>	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和8年3月18日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二の8項、14項、15項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第7条、第11条、第11条の2</li> </ul> <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二の10項、14項、16項、26項、56の2項、57項、87項、108項、116項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第9条、第11条、第12条、第19条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2</li> </ul>	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の11の項、18の項、19の項、20の項</li> </ul> <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の14の項、18の項、20の項、42の項、80の項、81の項、125の項、144の項、155の項、161の項</li> </ul>	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和8年3月18日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止	<p>〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 情報公開／個人情報公開窓口 059-224-2073</p>	<p>〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口(総務部文書・情報公開課)059-224-2073</p>	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和8年3月18日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点	令和7年12月31日 時点	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月18日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点	令和7年12月31日 時点	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和8年3月18日	Ⅳ 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	委託しない	十分である	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和8年3月18日	Ⅳ 8. 人手を介在させる作業	記載なし	十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
令和8年3月18日	Ⅳ 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 十分である 障害児施設受給者管理システム(業務システム)は、担当業務の事務のみを行う仕様となっている。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限されており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加